

Legal professional corporation 23  
2015.11 vol.

# GRACE News Letter

## CONTENTS

●法改正コラム	民法改正 ー消費貸借ー	弁護士 大武 英 司
●知的財産権コラム	商標法 ー商標の基礎ー	弁護士 森 田 博 貴
●事故コラム	保険会社と交渉していると思うこと	弁護士 黒 崎 裕 樹
●グレイス・ニュース	セミナー・講演のご依頼受付中！/ 事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「合同会社マザーシップ」	事務員 湯 田 え り 奈

## TOPICS ✨ 法改正コラム

### 第11回 民法改正 ー消費貸借ー

弁護士  
大武 英司



今月は、消費貸借契約に関する重要な改正点について触れさせていただきます。  
「消費貸借契約」とは、金銭その他の代替物を借り受け、それと同種・同等・同量の物を返還する契約です。典型例は、お金の貸し借りです。

現行の民法では、「消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」と規定しています。漫然と読んでみると、ごくごく当たり前のことを定めただけの規定のように見えます。しかし、じっくり意味を考えて読み込むと「お金を受け取らなければ、契約としての効力がない」ということを定めていることが分かります。つまり、当事者の「借ります」「貸します」という意思の合致だけでなく、物（例えば金銭）の交付がなければ契約の効力が認められないということです。このように、意思の合致だけで効力が生じる契約を諾成契約といい、それに加え、物の交付まであってはじめて効力が生じる契約を要物契約といいます。現行の民法の規定は、お金の貸し借りは現実にお金の交付を受けてはじめて契約が成立する要物契約であることを定めているということになります。

ところが、改正民法では書面による消費貸借を諾成契約とすることにしました。

つまり、お金の貸し借りを例に挙げれば、「お金を貸します」「お金を借ります」という意思の合致があれば、お金の交付が未だなくとも契約が成立するということにしたのです。もっとも、ただ単に「貸します」「借ります」と口頭で言っただけで契約が成立するとしたのでは簡単に契約が成立してしまい、トラブルになりかねないことから、「書面による」場合に限定されています。

また、改正民法によると、たとえ書面で「貸します」「借ります」と明らかにした場合であっても、書面を交わしたものの金銭を現実に受け取る前の段階で、お金を借りる必要性がなくなったにもかかわらず、「借りる」という契約に拘束されるのは現実的ではありません。そこで、改正民法は、借主に対し、金銭の交付を受ける前であれば契約を解除することができる権利を与えました。もっとも、借主の解除によって貸主に損害、例えば、貸主が借主のために資金を調達する上で生じたコストが生じた場合等には、借主は貸主にその賠償をしなければなりません。金銭の貸し借りは日常的になされる契約ですので、注意が必要ですね。

## 第2回 商標法 – 商標の基礎 –

弁護士  
森田 博貴



今回からは商標法について連載で解説させていただきます。  
まず、今月は商標の基礎についてご説明致します。

### 1. 商標法とは

まず、商標法とは、商標の使用する者に独占的な使用权（商標権）を与えることにより、業務上の信用の維持を図って産業の発達と受益者の利益の保護を図ることを目的とする法律です。

### 2. 商標とは

商標とは、商品を購入し、あるいは役務（サービス）の提供を受ける需要者が、その商品や役務の出所（誰が提供しているか）を認識可能とするために使用される標識（文字、図形、記号、立体的形状など）であり、業として用いられるものをいいます。

### 3. 商標の機能

一般に、商標には3つの機能があるとされています。すなわち、①出所表示機能、②品質保証機能、③広告宣伝機能の3つです。

#### (1) 出所表示機能

出所表示機能とは、その商標が付された商品、役務の出所（生産者、販売者など）を需要者に認識させる機能をいいます。たとえば、かの有名なモノグラムパターンのついた商品を見て人々は当該商品がルイ・ヴィトン製であることを認識します。これは、当該商標が当該商品の出所がどこであるか（誰によって作られたものか）を認識させているのです。

この出所表示機能は商標の本質的機能であり、これを欠いた場合は後述する品質保証機能や広告宣伝機能も発揮することができないとされています。

#### (2) 品質保証機能

品質保証機能とは、その商標が付された商品、役務であれば、一定の品質を有するものと需要者に期待させる機能です。たとえば、特定の商標が付された医薬品であれば「効き目が早い」、電子計算機であれば「処理が高

速である」、旅客の輸送役務であれば「安全である」といった需要者の期待を抱かせる機能が、品質保証機能に当たります。

#### (3) 広告宣伝機能

広告宣伝機能とは、その商標が使用されている商品や役務を選択することを需要者に促す機能であり、需要者の好感度を向上させるような広告宣伝活動を通して獲得される機能をいいます。

### 4. 商標の使用方法

上で述べた出所表示機能により、需要者は商品自体や商品の包装に付された商標を目にすることによって希望する商品を購入し、逆に希望しない商品の購入を避けることができます。

他方、役務（サービス）の場合はその本質が他人のために行う労務または便益であるためそれ自体は無形物です。したがって、役務自体に商標を表示することはできないため、役務の提供に際して使用される物に付することで商標を使用することになります。たとえば、飛行場に行くと数多くの商標（鶴のマークをしたJALのロゴや「ANA」と青字で描かれた全日空のロゴ）を付された航空機が存在しますが、JALやANAは航空機自体を売買の目的物（商品）としているわけではありません。彼らはあくまで運輸という役務を提供しているのであり、商品ではなく役務の出所を明示し、当該航空機内で提供されるのが自己の業務にかかわる役務であることを周囲に認識させるために当該商標を付しているのです。

なお、商品に関する商標と役務に関する商標といったように2つに商標を分類した場合、前者の商標を「トレードマーク」、後者の商標を「サービスマーク」と呼びます。

## ■ 事故コラム

第2回  
保険会社と交渉して思うこと弁護士  
黒崎 裕樹

交通事故を担当していると保険会社と色々な話をする機会があります。その中で、たまに明らかに保険会社の説明が誤っていると感じることがあります。その中のいくつかを以下に列挙させていただきます。

①せっかく後遺障害の等級認定してあげたのに  
これは、既に後遺障害の等級認定が済んでいて、保険会社から賠償金額の提示があった段階で、その金額に不満があるということで相談に来られた方の件で、保険会社の担当者に今後の方針を説明した際に言われた一言です。  
この方は、後遺障害として右腕について4級、高次脳機能障害について9級、併合3級と認定されたものの、賠償金額が低額に留まっていたことから、当事務所に相談に来られたものです。医療記録を拝見し、被害者本人と面談した結果、高次脳機能障害について適切な等級は7級、併合2級が適切な等級であると判断致しました。そこで、当事務所で改めて後遺障害の認定申請をすると伝えたところ「せっかく後遺障害の等級認定してあげたのに」と言われたのです。

後遺障害の等級認定の手続には大きく分けて加害者請求と被害者請求とあり、前者は相手の保険会社に等級認定してもらう手続で、事前認定ともいいます（「一括対応」と説明してくることもあります）。一方後者は、被害者や被害者側の専門家が独自に証拠資料を集め、被害者側が主導して後遺障害の等級認定の手続を行うというものです。当事務所が実施しているのは後者の被害者請求で、これに真摯に対応できる法律事務所は鹿児島では当事務所ぐらいなものです。  
この被害者請求という手続は、非常に手間がかかるのですが、加害者請求よりも適切な等級が認定される可能性が高いです（適切な等級の認定まで約束できるものではありません）。

加害者請求を担った「相手方」保険会社の「従業員」に過ぎない担当者が、どこまで後遺障害について詳しいのかという問題もあります。そのため、「せっかく後遺障害の等級認定してあげたのに」は大きな誤りなのです。

②事故後5ヶ月前後で後遺障害診断書の作成を案内  
後遺障害の認定申請に関して言えばもう一つ、事故から5ヶ月経った段階で相手方保険会社から「そろそろ・・・」と治療終了の打診をしてることがあります。被害者が「まだ痛いので治療を続けたい」と言う「ここまで治療して治らないのであれば後遺障害として認定される可能性があるから後遺障害診断書を書いてもらってください」と案内してきます。  
しかし、この話に安易に乗ってはいけません。なぜならば、治療期間が5ヶ月程度では、軽傷とみなされるのか、後遺障害として等級認定されることは殆ど無いからです。そして、一度後遺障害診断書が作成されてしまうと、その瑕疵を回復することは困難です。  
後遺障害として等級認定されることが殆ど無いにもかかわらず「後遺障害として認定される可能性があるから」と言って治療終了→後遺障害診断の案内をすることは、誤った説明であると私は考えています。

このように、保険会社の説明の中には、多くは合っているのかもしれませんが、誤っている部分が含まれています。保険会社の説明には安易に同意することなく事前に法律事務所に相談に行かれたほうがいいです。  
どんなに親切な対応をしていても、相手の保険会社はあくまでも「相手方」で、できる限り保険会社から支出されるお金を減らそうとします。特に3ヶ月以上治療が続いている件で保険会社とやり取りされる際には、慎重に対応されることをお勧めします。

セミナー・講演のご依頼受付中!

セミナー・シンポジウム・研修会・講演を企画されてみてはいかがでしょうか?

当事務所では、専門分野についての講演・セミナー活動を積極的に行っております。従業員のスキルアップのため、後継者の育成のため、etc...あらゆる目的に対応致しますので、お気軽に当事務所までお問い合わせくださいませ。なお、ご依頼の際は、以下の事項につきましてお知らせくださいますようお願い致します。

- ①ご希望日時
- ②ご希望の開催場所
- ③開催目的
- ④ご要望（ご希望の講演テーマ等）
- ⑤参加者・対象者の職種・人数
- ⑥ご予算
- ⑦その他ご要望・ご意見



事故専門部からのお知らせ

ホームページ  
続々更新中!

事故専門部の弁護士が交通事故業務を担当してふと思いを馳せることがある様々な事柄をコラムという形式で掲載しております。宜しければお読みください。

WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/765/>

事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 湯田 えり奈

MBC学園や「みんカル」でもガラスフュージング教室を持つ西純子代表を紹介します。

VOL.13  
合同会社マザーシップ

注目してほしいのは、西代表の教室では、イタリアのムラーノ島で作られている伝統工芸品「ベネチアンガラス（ヴェネツィアン・グラス）」を使用しているということ。その魅力は、鮮やかな彩色と奥深い透明感、そしてなんとと言っても、小さなガラスの粒の中で様々な模様を織りなすミルフィオリ（Millefiori=千の花）にあります（画像参照）。

教室では、そのベネチアンガラスを素材に、一般家庭でも扱いやすい小さな電気炉で作ることのできる「ガラスフュージング」による、様々なアクセサリや生活雑貨を制作しています（フュージングとは「融合する」という意味で、ガラスとガラスの表面だけが溶けた状態で溶着することを表します）。生徒さんは教室で色鮮やかなガラスやミルフィオリ（千の花）を自分の好みに合わせてレイアウトを楽しみます。実際の焼きつけは、時間の都合上、ガラスインストラクターである西代表がされますが、火を使う必要がないため、子どもからお年寄りまで安全にガラスを楽しむことが可能です。

出張教室もご要望に応じているとのこと。職場観光施設、子供会、老人ホーム、障害児施設などからお声が掛かることが多いようです。フォトフレームやブローチ、小皿、箸置き、髪留め、ペンダント、そしてナイトランプなども制作でき、材料費が1回500～1,500円とお得です。また、西代表が所属している「カトリアガラスクラフト研究会」認定の資格者は九州では西代表が唯一とのこと。女性スタッフの多い職場での活用なども考えて見られたらいかがでしょうか?

「商品・サービス紹介」は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご利用ください。



金太郎飴のように模様が入っているミルフィオリ。様々な種類があり、眺めているだけでワクワクします。



体験教室で制作できるものの一例。左は箸置き、右は小皿。



体験教室は、花ガラスを通した“うれしい楽しいコミュニケーション作り”!

DATA

合同会社マザーシップ

鹿児島市東坂元1丁目9-14

TEL 099-298-9246

WEB <http://glass-mothership.com/>

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

ご存知ですか

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など  
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など  
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索  
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！  
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:30  
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります